

第1章 総則

- 第1条 本会は鹿児島市立南中学校 PTA と称し、事務局を本校内に置く。
- 第2条 本会は本校生徒の保護者、または、それに代わる者と本校に在職する職員で構成する。
- 第3条 本会は会員の協力によって家庭・学校・社会相互の連絡を緊密にするとともに、生徒の幸福と教育の充実・向上を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 1 学年・学級の経営及び行事等に対する協力
 - 2 生徒の生活及び学習に関する環境整備
 - 3 生徒の保健・安全及び福祉・厚生
 - 4 会員相互の研修・親睦
 - 5 その他、本会の目的を達成するための活動

第2章 役員・執行部

- 第5条 本会に次の役員・執行部を置く。
- 1 役員は、会長、副会長、監事、顧問、事務局委員、学年 PTA 係(学年主任)、生徒指導主任とする。
 - 2 執行部は、会長、副会長、監事、顧問、事務局委員とする。
- 第6条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員選出方法は次のとおりとする。
- 1 役員は、会長1名、副会長数名(内学校代表1名)、監事数名とし総会で承認する。また、教職員から学年 PTA 係、生徒指導主任をあてる。
 - 2 事務局委員は会長が委嘱し、執行部会の承認を受ける。
 - 3 本会に顧問を置くことができ、執行部会の承認を得て、校長及び旧会長等に会長が委嘱する。
- 第8条 役員任務は次のとおりとする。
- 1 役員は本会運営のための企画・審議に参加し、会務を分担する。
 - 2 会長は本会の代表となり、会務を総理するとともに、総会・執行部会を招集し、本会の運営にあたる。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
 - 4 監事は本会の会計を監査する。
 - 5 事務局委員は本会の庶務・会計、その他必要な業務にあたる。
- 第9条<削除> 選考委員とは、新年度の役員を選出するために集められた保護者のことである。
- 第10条 会長・副会長・監事の選出方法は次のとおりとする。
- 1 選考委員を選出して話し合い、総会で承認をうける。選考委員は、保護者の中から選出する。
 - 1 <修正案>新年度の執行部の選出に関しては、執行部会で行い、総会で承認をうける。
 - 2 総会において承認が得られない場合は、全員投票による。

第3章 会議

- 第11条 10条 本会を運営するために次の会を置く。
- 1 総会 2 役員会 3 企画委員会 4 執行部会 5 学年会 6 学級会 7 地区会
- 第12条 11条 この会の会議は次のことを協議する。
- 1 総会は、毎年5月上旬までに開き、次のことを決める。ただし、必要があれば臨時に開くことができる。
 - ① 会則の改廃
 - ② 運営方針及び事業計画の承認
 - ③ 予算の議決・決算の承認
 - ④ 役員・監事の承認
 - ⑤ その他、本会の目的達成のために必要な事項
 - 2 役員会は、役員等で構成し、本会目的達成のため必要なとき召集する。
 - 3 企画委員会は、執行部その他をもって構成し、本会の活動・財政全般の企画立案にあたる。
 - 4 執行部会は会長・副会長・顧問・事務局委員で構成し、次のことを決める。
 - ① 総会の議案の作成・検討
 - ② 総会議決事項の運営
 - ③ 予算の執行・その他必要事項の協議
 - 5 学年会は当該学年の全会員と学年担任で構成し、学年の円滑な運営に協力するとともに、会員相互

の親睦を図る。

6 学級会はその学級の全会員と学級担任で構成し、学級運営に協力するとともに、会員相互の親睦を図る。

7 地区会はその地区に居住する全保護者で構成し、生徒の生活指導や環境の浄化に努め、本会の運営に必要な事業を行う。地区は宇宿6, 南6の計12に分ける。

第13 12条 役員はすべての会の構成員となり、発言することができる。

第14 13条 会の成立と議決は次のとおりとする。

1 <修正案> 対面総会は2分の1(委任状を含む)以上の出席会員をもって成立する。

2 <修正案> 対面総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 <修正案> 書面総会はPTA 会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは執行部会で決する。

4 <修正案> 書面総会は議決権行使書により行い、提出がない場合や白票は可(賛成)とみなす。

第15 14条 本会を代表して関係諸団体に出席する者の選出は次のとおりとする。

1 市P 連理事には会長をあてる。

2 市P 連代議員は副会長の中から選ぶ。

第4章 会計

第16 15条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。会費の負担額は総会の議決によって決める。

第17 16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18 17条 本会に次の帳簿を備える。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 会則、会員名簿及び記録簿 | 4 予算・決算及び事業計画書 |
| 2 役員名簿 | 5 金銭出納簿・寄付者名簿 |
| 3 会費徴収簿 | 6 備品台帳 |

附則

1 本会に必要な細則は別に定める。

2 本会則は昭和58年4月28日から施行する。

3 本会則は平成16年4月30日から施行する。

4 本会則は平成21年4月24日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

5 本会則は平成27年4月28日に会則の一部を改正し、翌年から施行する。

6 本会則は平成28年4月22日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

7 本会則は平成30年4月27日に会則の一部を改正し、翌年から施行する。

8 本会則は令和3年4月30日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

9 本会則は令和5年4月28日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

10 本会則は令和7年5月9日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

11 本会則は令和8年5月7日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

鹿児島市立南中学校 PTA 旅費規定

第1条 執行部会の議決による会員及び役員の旅費規定は、次の各条に基づいて支給する。

第2条 旅費とは、日当・宿泊費・交通費をいう。

第3条 日当は日数に応じ、宿泊料は宿泊日数に応じて次により支給する。

1 市内旅費は日当旅費を含めて1日2,000円、半日1,000円とする。但し、南中学校区は1回500円とする。
<修正案> 3,000円 2,000円

2 市外旅費は交通費実費、日当1,500円、宿泊料5,000円とする。

第4条 前条の規定に基づいて、会員及び役員が旅費を請求する場合は、所定の様式により会計に手続きする。

第5条 前条の各規定に基づいて出張する場合は、執行部会の承認を必要とする。但し、緊急な場合は企画委員会において確認し、後日執行部会の承認を必要とする。

第6条 この規定の改正は執行部会で決議し、総会において承認をうける。

附則

- 1 この規定は、令和2年4月30日から施行する。
- 2 この規定は、令和5年4月28日に会則の一部を改正し、同日から施行する。
- 3 この規定は、令和6年5月1日に会則の一部を改正し、同日から施行する。
- 4 この規定は、令和8年5月7日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

鹿児島市立南中学校 PTA 行賞規定

第1条 本校の教育に貢献し、他の模範となる顕著な功績があった場合に行賞する。

第2条 行賞については役員会または執行部会で検討・決定し、総会において行う。〈削除〉

第3条 行賞は次の各項目に該当する者について行う。

- 1 危険を顧みず身をもって職責を全うしたとき。
- 2 旺盛な責任感に徹し、率先して教育に励み、業績顕著なとき。
- 3 有益な発明・研究を完成し、教育の振興に貢献したとき。
- 4 PTA 運営に功労のあった個人及び地区。
- 5 本校の教育に貢献したとき。
- 6 その他模範となる行為のあったとき。

第4条 行賞は表彰または感謝状と記念品を添えて贈る。

- 1 会長、副会長については、会長1年、副会長2年として、記念品を添えて贈る。
- 2 その他については、役員会で協議する。

第5条 行賞を行う個人及び地区については会員が推薦することができる。

附則

- 1 この規定は、令和5年4月28日に会則の一部を改正し、同日から施行する。
- 2 この規定は、令和8年5月7日に会則の一部を改正し、同日から施行する。

鹿児島市立南中学校 PTA 慶弔規定

第1条 この規定は、南中学校PTA会員及び生徒の慶弔等について定める。

第2条 会員及び生徒の弔事については、会葬し香典(5000円)と生花を供え弔意を表す。

第3条 見舞いについては、以下のとおりとする。

1 傷病見舞い

会員が、PTA活動及び学校の教育活動中に起きた傷病で、3ヶ月以上入院した場合は見舞金5000円を贈る。

2 災害見舞いについては、その都度、企画委員会で協議決定する。

第4条 教職員の転退職に際して、記念品を贈る。

第5条 必要に応じ、慶弔電報や花輪を贈ることができる。

第6条 以上の規定以外の場合は、適宜企画委員会で協議決定する。

附則

- 1 この規定は、平成28年4月22日から施行する。
- 2 この規定は、平成30年4月27日から施行する。